



原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

- 本県は複数の原子力発電所のUPZを抱え、原子力発電所から最短で約13km
- 万一の原子力発電所の事故に備え、実効性ある多重防護体制の構築が不可欠

【提案・要望先】内閣府、経済産業省

1. 提案・要望内容

(1) 複合災害時の避難の実効性向上

- 自然災害との複合災害時でも確実に避難できる避難経路確保への積極的な支援
- 複合災害により、屋内退避が長期化する場合に備えた公的備蓄の充実

(2) 広域的な避難の実効性向上

- 県境をまたぐ避難を想定し、円滑な避難が確保できるよう、適切な対応の措置
- 関係自治体間の緊密な連携協力体制の構築に向けた主体的な取り組み

2. 提案・要望の理由

(1) 複合災害時の避難の実効性向上

- 能登半島地震で課題となった避難経路の確保は、原子力災害にも重要な教訓。
- 複合災害時でも確実に避難できる避難路を整備するため、既存制度の拡充や、新規制度の創設等、積極的な支援が必要。
- 複合災害により孤立が想定される集落においては、屋内退避が長期化する懸念があり、その間、避難者の健康を維持する取組が求められる。

(2) 広域的な避難の実効性向上

- 福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議（令和7年2月10日）において、原子力発電所事故を想定し、美浜・高島道路といった本県に通ずる路線を含めた複数の避難道路を整備する方針が明らかに。
- 今後、立地県民の避難も想定した道路整備・避難計画の策定が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 複合災害時の避難の実効性向上

【取組状況】

- ・ 原子力防災訓練の実施（住民避難実動訓練）
- ・ 琵琶湖を活用した新たな輸送拠点の活用可否の検証訓練
- ・ 孤立が想定される集落の集会所に蓄電器等を備え、屋内退避環境を整備

【課題】

- ・ 本県はUPZ 内に山間部が多いことから、能登半島地震と同様に避難路等の寸断が危惧される。さらに「今後の原子力政策の方向性と行動指針」に掲げる防災体制の拡充として、立地県民の利用も想定した避難路の整備が必要。
- ・ 原子力災害対策事業費補助金を活用できる指定避難所への物資備蓄だけでは、孤立が想定される集落に物資が行きわたらない。



能登半島地震 道路被災状況

(2) 広域的な避難の実効性向上

【取組状況】

- ・ 広域避難先自治体と連携した原子力防災訓練の実施
(大阪府および大阪府下市町と連携し、災害対策本部事務局運営訓練を実施)
- ・ 県全域でリスクコミュニケーション推進（令和6年度実績 26 回開催 734 名参加）

【課題】

- ・ 原子力災害時の避難について、原則バス避難を採用している本県と立地県とは手段が異なる。県境をまたぐ避難を想定し、道路整備や避難者受入対応の整理等を関係自治体間の緊密な連携協力体制のもと、検討する必要がある。



災害対策本部事務局運営訓練

(R6.10.28)



住民避難実動訓練

(R6.11.16)



担当：知事公室 防災危機管理局 原子力防災室 TEL 077-528-3445
土木交通部 道路整備課 企画係 TEL 077-528-4132

陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化

11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



- 地域の安全・安心の基盤を強化する
- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応する

【提案・要望先】防衛省

1. 提案・要望内容

今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

- 各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など地域の安全・安心の確保および地域の活性化のため、中部方面隊内からの再配置を含め、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

2. 提案・要望の理由

- 今津駐屯地は、「防衛計画の大綱」（平成30年12月）等に基づき、令和5年度主力部隊である第10戦車大隊が廃止され規模は縮減。
- このような中、令和4年2月にロシアによるウクライナ侵略が始まり、3月には、稼働中の原子力発電所が武力攻撃された事実を鑑み、若狭地域に原子力発電所が立地していることから、原子力災害への備えを今後ともより一層強化すべき状況。
- また、北朝鮮は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)級弾道ミサイルの発射や「極超音速ミサイル」と称するミサイルなどの発射を繰り返し、急速に能力を向上、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威。
- 一方、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日）では、原子力発電所等の安全確保対策に関し、対処能力の向上を図ることが明記。

検討に際して、原子力発電所が多数立地する若狭地域などの日本海沿岸部、さらには京阪神の都市部に対しても有利な地理的環境にある今津駐屯地を充実すべき。

- 今後の各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など、地域の安全・安心の確保、さらに地域経済や地域コミュニティの活性化のため、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 今津駐屯地との緊密な連携

○ 各種事態、災害等への対応力の強化

- ・ 今津駐屯地司令等との意見交換
- ・ 滋賀県国民保護共同図上訓練
- ・ 滋賀県原子力防災訓練
- ・ 滋賀県総合防災訓練
- ・ 南海レスキュー2024



○ 災害派遣 (過去10年間)

	災害派遣名
1	H25.5 行方不明人員捜索(赤坂山)
2	H25.9 高島市宮野地区での救助活動(台風18号)
3	R2.4~5 新型コロナウイルス感染症に係る輸送支援等



(参考)

(2) 県民の極めて高い関心を踏まえた要望活動

○ 滋賀県知事

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める要望書」

- ・ 防衛大臣宛 (平成30年11月28日)
- ・ 防衛省宛 (令和3年6月3日、令和4年5月17日)

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化を求める要望書」

- ・ 防衛省宛 (令和4年10月19日、令和5年6月7日、令和6年6月6日)

○ 滋賀県議会

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める意見書」

- ・ 内閣総理大臣、防衛大臣宛 (平成30年8月9日)



(3) 今津駐屯地の地域コミュニティへの深いかわり

- ・ 地域行事支援等民生支援活動
- ・ 饗庭野演習場周辺地域連絡会
- ・ 自衛隊フェスタ 50・70in 滋賀高島 等

担当：知事公室防災危機管理局危機管理室
TEL 077-528-3441





大規模災害に対する防災力の強化

- 令和6年能登半島地震をはじめとする過去の大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災対策の強化が不可欠
- 南海トラフ巨大地震や内陸活断層（琵琶湖西岸断層帯：長期評価Sランク）の地震発生により甚大な被害が想定されることから、地震対策が急務

【提案・要望先】内閣府、総務省、消防庁

1. 提案・要望内容

(1) 防災・減災対策強化のための財政支援の充実

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の予算額増や緊急防災・減災事業債の延長、地方交付税措置率の拡大を図ること
- 地方自治体が実施する訓練費用のほか、避難所の環境改善に資する備蓄品の保管に要する費用について、地方財政法を改正し、地方債の対象とすること
- 災害時用公衆電話の設置に係る費用について、財政支援を行うこと

(2) 感震ブレーカーの法令改正による設置義務化および財政支援

- 新築住宅に対する感震ブレーカーの設置について、法令改正により義務化するとともに、既存住宅に対する設置も含め財政支援を行うこと

2. 提案・要望の理由

(1) 防災・減災対策強化のための財政支援の充実

- 国が掲げる「本気の事前防災」に県としても取り組んでいくには安定的かつ十分な財源が必要であり、国による財政支援の充実を提案するもの。
- 防災行政無線設備の更新や本県防災DXの要である防災情報プラットフォーム構築のほか、指定避難所の改修等のため、令和8年度以降も財源が必要。
- 事前防災に係る対策の実効性確保のため、他の自治体や民間企業等と連携した訓練に取り組む必要があるほか、避難生活環境の整備に資する備蓄品の保管について、後年度にわたり多額の費用が必要。
- 災害時用公衆電話は、災害時における有効な通信手段であり、設置を促進するために財政支援が必要。

(2) 感震ブレーカーの法令改正による設置義務化および財政支援

- 通電火災への対策として分電盤タイプの感震ブレーカーの設置が有効。
- 新築住宅向けには住宅用火災警報器と同様に法令での義務化を行うとともに、既存住宅向けも含め設置費用に対する財政支援により普及を進めることが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 防災・減災対策強化のための財政支援の充実

●取組状況

【緊急防災・減災事業債における最近の活用例】

- ・トイレカーの導入（令和6年度）
- ・非常用発電にかかる燃料タンクの増設（令和6～7年度）
- ・防災情報プラットフォーム実施設計（令和6～7年度）
- ・防災行政無線設備等更新実施設計（令和7年度）

【災害用備蓄物資（食料等）の保管費用】

（直近5年実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
備蓄物資保管委託料	7,603千円	8,494千円	8,945千円	9,134千円	未確定

●課題

- ・令和8年度以降も防災DXの推進にかかる防災行政無線更新や防災情報プラットフォーム構築のほか、指定避難所となっている県有施設の安全性および快適性を高めるための改修などに財源が必要。
- ・過去の大規模災害の教訓から、他の自治体や民間企業等と連携して充実した訓練を行う必要があり、訓練費用のさらなる増加が見込まれる。
- ・避難所の環境改善に資する備蓄品を適切に保管するためには、確実かつ迅速に運搬できる民間倉庫の活用が有効であり、多額の保管料が長期間にわたり発生。
- ・災害時用公衆電話は、大規模災害発生時、電話が繋がりにくい状況であっても優先的に通話できることから、災害時における有効な通信手段であるが、県内の設置が進んでいない。

(2) 感震ブレーカーの法令改正による設置義務化および財政支援

●取組状況

- ・令和7年度から補助制度を刷新し、住宅内に設置する感震ブレーカー等の本体および設置に要する経費に対して、市町が補助した額の1/2以内を県費で補助。

●課題

- ・新築住宅に対する感震ブレーカーの普及が必要であり、既存住宅に対しても、より一層の普及のために、財政支援が必要。
- ※分電盤タイプを推奨

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感じ、ブレーカーを落として電気を遮断。 約5～8万円（標準的なもの）	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。 約2万円	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感じ、コンセントから電気を遮断。 約5,000円～2万円	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。 3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

担当：知事公室防災危機管理局防災対策室防災対策係
TEL 077-528-3439

物価高騰の影響を受ける中小企業への支援

- 物価高騰の影響を受ける事業者を下支えするとともに、持続的な賃上げに向けた環境整備等に取り組むことにより、中小企業の持続的な成長につなげていく。

【提案・要望先】経済産業省、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 価格転嫁の円滑化に向けた環境整備

- 円滑な価格転嫁に向けて、地域の金融機関等と連携して支援情報の周知・助言を行うなど、事業者に寄り添ったサポート体制を充実すること
- 下請法の改正に伴い、改正内容を周知徹底するとともに、取引適正化に向けた下請取引の監督強化など、実効性ある価格転嫁対策を推進すること

(2) 賃上げに取り組む小規模・零細企業への支援

- 原材料費やエネルギーコストの増加に加え、賃上げや最低賃金引上げにより、特に人件費の増額等に苦しむ小規模・零細企業を支援するため、相談体制の拡充、助成金の要件緩和等を行うこと

2. 提案・要望の理由

(1) 価格転嫁の円滑化に向けた環境整備

- 物価高騰に対しては、物価上昇を上回る賃上げの実現が必要であり、コスト上昇分を適切に価格へ転嫁することで賃上げの原資を確保していくことが重要。
- 県内中小企業の価格転嫁の状況に二極化の兆しが見られることを踏まえ、普段、事業者と接する機会の多い地域金融機関等と連携し、きめ細かな情報発信や事業者に寄り添ったサポートを行っていくことが必要。
- また、依然として、下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、下請法の改正を機に公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要。

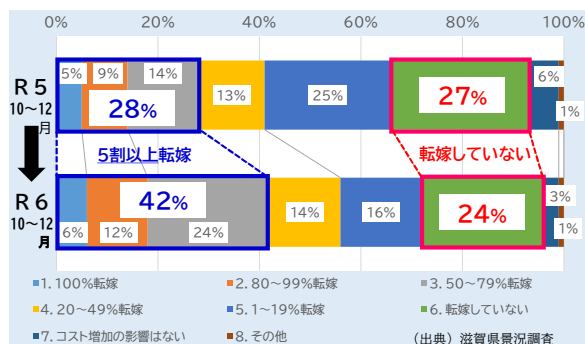
(2) 賃上げに取り組む小規模・零細企業への支援

- 原材料費等が上昇する中での賃上げや最低賃金引上げは、企業利益減少や雇用抑制につながりかねず、特に人件費比率が高い小規模・零細企業等への影響が懸念される。
- 賃上げや最低賃金引上げに係る、助成金等のさらなる周知や相談体制の拡充などの伴走的支援を行うとともに、設備投資等による生産性の向上に向け、支給要件の緩和、手続きの簡素化、助成金の増額、支給の迅速化等が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 価格転嫁の円滑化に向けた本県の取組等

- 県内の中小企業におけるコスト上昇に対する価格転嫁は、依然として十分に進んでおらず、転嫁状況は二極化の兆しが見られる。
- 価格転嫁できない理由として「競合他社との価格競争」や「取引先や消費者の理解が得られない」との声が多い。
- 本県では、特設ホームページの作成やセミナーの開催等により価格転嫁に関する情報を発信するとともに、経済団体や金融機関と連携し、支援情報の周知や助言等に取り組んでいる。



(2) 持続的な賃上げの実現に向けた本県の取組等

- 本年2月、地方版政労使会議である「滋賀県働き方改革推進協議会」を開催したところ、構成団体からは「原材料高騰のため、賃上げ原資の確保が非常に厳しい」などの意見があった。

こうした意見を受け、同協議会では、政労使が連携し、とりわけ令和7年度に以下の4つの取組を実施することについて決議した。

1. 賃上げに取り組む県内中小企業者を、助成金、補助金などにより支援する。
2. 「価格交渉促進月間」(9月)に合わせ、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針及び国や自治体等が実施する賃金引上げのための支援策等について、事業場訪問やメディア活用などにより、集中的な周知の取組を行う。
3. 適切な価格転嫁のための価格交渉の促進に向け、パートナーシップ構築宣言への登録を勧奨する。
4. 国に対して、適切な価格転嫁の促進や生産性の向上等、持続的な賃上げの実現に向けて必要な要望を行う。



- 賃上げの原資となる付加価値額の増加を図るため、県内の中小企業が行う生産性向上や新事業展開、人材育成など、未来を見据えた取組を後押ししている。
- 業務改善助成金など各種助成金の積極的な活用等を促進することで、中小企業の経営改善や労働者の所得向上につなげるため、国の経済対策を活用し、賃上げ・人材確保に向けた環境整備のために就業規則等の見直しに係る経費の補助を行っている。

担当：商工観光労働部 商工政策課	TEL 077-528-3712
イノベーション推進課	TEL 077-528-3790
労働雇用政策課	TEL 077-528-3750

地域における半導体人材の育成に関する取組の推進

- 近畿全体で今後の成長産業分野における人材育成を行う体制を整備し、地域全体の産業競争力を向上させる。

【提案・要望先】経済産業省

1. 提案・要望内容

(1) 近畿地域半導体人材育成コンソーシアム（仮称）の設立

- 多様な大学・研究機関や製造業の集積がある近畿の特性を活かし、「近畿地域半導体人材育成コンソーシアム（仮称）」を設立すること。

(2) 成長分野に対応した高度人材育成・リスキリングの推進

- 企業内人材の育成・リスキリングの促進のため、各府県の人材育成の取組を支援し、連携を促進すること等により、広域的な研修・教育プログラムを構築すること。

2. 提案・要望の理由

(1) 近畿地域半導体人材育成コンソーシアム（仮称）の設立

- 他地域では既に広域的な人材育成等コンソーシアムが設立されているが、近畿では府県単位の取組に留まる。
- 近畿にはパワー半導体の有力企業や研究拠点、大学発ベンチャー、設計拠点があり、多様な製造業の集積も特徴。これらを活かすことで、ファウンドリ需要に特化した技術者だけでなく、半導体製造・応用の両面からの幅広い人材育成が可能。

(2) 成長分野に対応した高度人材育成・リスキリングの推進

- 半導体産業の多様化と高度化に伴い、企業内での専門知識を持つ人材が不足しており、新分野進出や新技術習得のための教育プログラムが必要。
- 本県では産業界向けの半導体勉強会を展開し、人材育成の取組も開始。こうした各府県の取組の支援と広域的な連携促進により、近畿の強みを活かした広域的な研修体制を構築することは、地域人材基盤と競争力ある産業構造の強化につながるものと期待。

(本県の取組状況と課題)

(1)半導体関連産業の創出に向けた取組状況

- 本県は屈指のものづくり県であり、県内総生産に占める製造業の割合は44.0%で全国1位である。

(「令和3年度県民経済計算」内閣府)

- また半導体製造装置の製造品出荷額は全国4位である。(令和3年度経済センサス:総務省)

県内総生産に占める製造業の割合 半導体製造装置の製造品出荷額

	製造業 比率(%)		出荷額 (億円)
滋賀	44.0	宮城	4,250
三重	40.3	熊本	3,970
栃木	39.6	山梨	2,787
		滋賀	2,039

- さらに、パワー半導体の新材料開発に取り組む大学発ベンチャーなど研究開発も活発。
- 令和6年度より、県内中小企業を対象に半導体勉強会を開催。産学官連携の機会創出による半導体関連の技術開発や新事業展開を促す取組を実施。

・第1回 R6.6.10 講演者:立命館大、ローム(株) 参加者122名

・第2回 R7.2.3 講演者:龍谷大、SCREEN(株) 参加者48名



- さらに、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、半導体をはじめとする先端・成長分野への県内企業の新規参入を促すため、工業技術センターの機能拡充や企業の当該分野の人材育成に取り組む「しがテックイノベーション創出事業」を展開中。

(2)半導体人材育成に向けた課題

- 半導体の製造工程は多岐にわたり複雑であり、半導体設計や製造プロセス全体を網羅し、急速に進化する技術に対応する最新の知識やスキルを習得する必要がある。
- 半導体は多岐にわたる産業の要であり、幅広い産業分野への応用に対応できる高度な知識とスキルを持つ人材が必要不可欠である。
- 他地域ではファウンドリ需要に特化した人材育成が主流であるが、近畿では多様な製造業の集積を強みとし、半導体の利用側の視点を踏まえた、他地域にはない人材育成の取組を広域的に推進する必要がある。
- 近畿にはパワー半導体の新材料開発、ロジック半導体の設計、半導体製造装置などの有力企業や大学、研究機関が集積し、高度な知識・技術をもつ人材育成に有利な条件が整う。
- 従って、こうした近畿の強み・特色を活かし、半導体分野の高度人材育成、リスキリングプログラムを広域的に提供可能な体制の構築が必要不可欠。



担当：商工観光労働部 イノベーション推進課 TEL 077-528-3790

水田農業の持続的発展

12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



- 本県農業の持続的な発展のためには、水田のフル活用による生産性の向上と琵琶湖等の環境保全や脱炭素社会の実現の両立が重要で、「みどりの食料システム戦略」の推進や多様化する水田農業経営に対して、安定的な支援を図られたい。

【提案・要望先】財務省・農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 将来にわたって安定運営できる水田施策の確立

- これまで水田を対象としていた水田活用の直接支払交付金等の麦・大豆等への交付単価水準を維持

(2) 環境保全型農業の一層の推進

- 新交付金制度の検討に際しては、地域の実情に則した運用を可能とするとともに、オーガニック農業など、高度な取組へのステップアップに向け支援水準を拡充
- 環境負荷低減取組に伴う追加的コストに対する継続的な支援と地方交付税措置も含めた十分な予算の確保
- 気候変動に伴い多発傾向にあるカメムシ類等への病虫害対策技術の研究開発支援

2. 提案・要望の理由

(1) 将来にわたって安定運営できる水田施策の確立

- 令和9年に予定されている水田政策の見直しの方向性では、水田、畑に関わらず支援対象とされているが、対象面積の増加にともない支援単価が減額されれば、担い手の収入が減少し、経営意欲の減退や計画的な規模拡大が進まないことが懸念される。

(2) 環境保全型農業の一層の推進

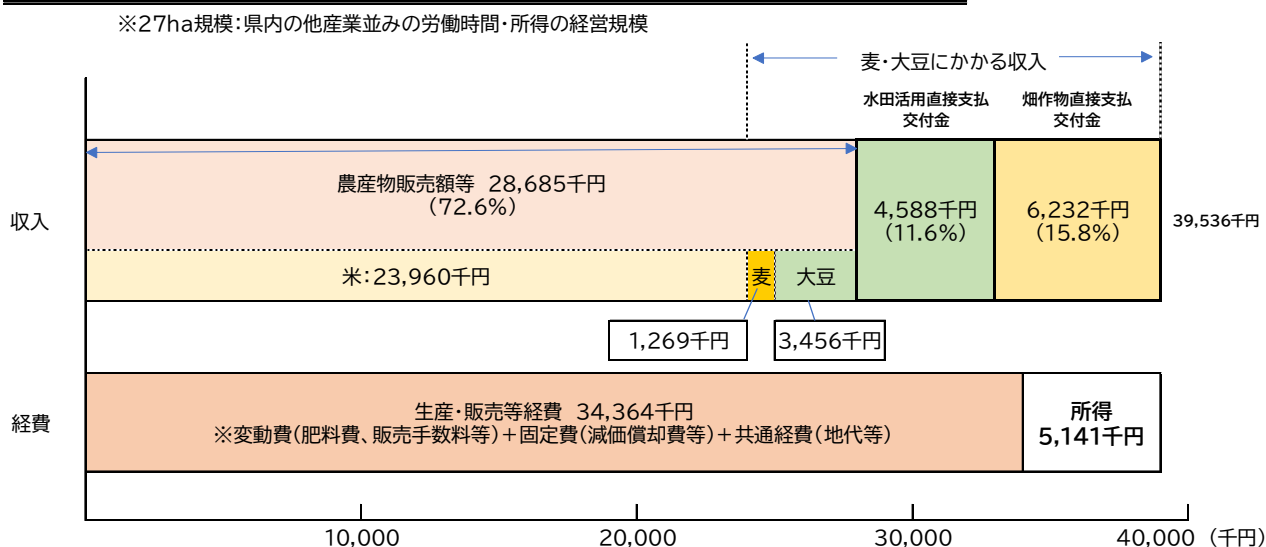
- オーガニック農業取組面積を100万ha（2050年）に拡大するためには、地域の実情を踏まえた上で、現交付金の支援対象水準（農薬・化学肥料5割削減）に加え、さらに高度な支援水準（殺虫殺菌剤・化学肥料不使用、プラスチック被覆肥料削減等）を設定し、農業者の取組を段階的により高度な水準への移行を促すことが有効。
- 持続可能な生産にかかる追加的コストを社会全体で負担する仕組みがなければ取組が減退。現行制度は地方負担額の約6割が普通交付税、残余の4割が特別交付税で措置されており、必要な予算の確保と併せ、引き続き地方交付税による措置が必要。
- 近年、これまでに無い病虫害の発生に伴い、従来の防除方法等では対応できない状況が広がりつつあり、オーガニック農業等でも活用可能な病虫害対策技術の開発が急務。

(本県の取組状況と課題)

(1) 将来にわたって安定運営できる水田施策の確立

- 麦の作付面積は 8,739ha(R6)、大豆の作付面積は 7,190ha(R5)と、全国上位の作付面積で、いずれも本県における基幹作物となっている。
- 担い手農家による水田での作付体系は、米→米→麦・大豆の3年4作を基本としたブロックローテーションが定着しており、交付金を含む麦、大豆の収入は経営の中で大きなウエイトを占めている。
- 将来にわたって安定運営できる水田施策の新制度への見直しに際しては、生産現場との事前の十分な調整、情報提供が必須。

27ha*規模(米18ha、麦・大豆各9ha)の収入・経費(「滋賀県農業経営ハンドブック(R5.3)」から試算)



(2) 環境こだわり農業の一層の推進

- 本県の「環境こだわり農業」は、令和 4 年 7 月に世界農業遺産に認定された「琵琶湖システム(琵琶湖と共生する農林水産業)」の主要な構成要素となっている。
- 環境こだわり農業取組面積は 13,248ha(R5)まで拡大し、水稻では 46%を占める。
- 環境直接支払交付金取組面積は 12,403ha(R5)で、耕地面積の 29.0%を占める。
- オーガニック農業を推進するため、滋賀県では栽培方法をオーガニック栽培か化学肥料・殺虫殺菌剤不使用に限定した県育成水稻品種「きらみずき」を作付拡大中。
- 国の調査(R4)では、当該交付金取組農業者の 72%が「交付金を受け取ることで安定的に継続できている」と回答。

【環境負荷低減取組に必要な追加的コスト】 ※ 地域特認取組申請時に県が積算した金額(円/10a)

環境負荷低減取組	追加的コスト(※)とその内訳		交付金単価
緩効性肥料・長期中干し	4,091	慣行肥料との差額	4,000
IPMの実践・人手除草・長期中干し	4,082	取組に係る労働費	4,000

- 新制度の見直しに際しては、生産現場との事前の十分な調整、情報提供が必須。
- 気候変動に伴い、イネカメムシ等の生息域が拡大しており、水稻や大豆で吸汁加害による品質低下や収量減収が発生。本県で進めているオーガニック産地を拡大させるうえでも課題となっている。

担当：農政水産部部 미래の農業振興課 TEL 077-528-3832・3895

農業農村振興施策の推進

2 飢餓を
ゼロに



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



- 農業の生産性向上や中山間地域等のにぎわい創出により、人口減少社会においても持続可能な農業農村を実現し、食料安全保障の確保と豊かな地域資源の継承を目指す。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、農林水産省

(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

- 農業農村整備事業関係予算の令和8年度当初予算枠の拡大および「防災・減災、国土強靱化対策」の継続的かつ十分な予算の確保
- 土地改良区等による農業水利施設の保全や農村地域の防災減災対策への支援の継続
- 中山間地域それぞれの特色を活かすことができる振興施策の充実

(2) 国営事業の着実な推進

- 国営土地改良事業「東近江地区」「近江東部地区」の着実な推進

2. 提案・要望の理由

- 農業の生産性向上のため、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化、水田の畑地利用の促進に資するほ場の大区画化や汎用化等の農地整備や、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策を着実に進めるため、農業農村整備事業の当初予算枠の拡大、「国土強靱化実施中期計画」の早期策定とそれに基づく「防災・減災、国土強靱化対策」の継続かつ十分な予算確保が必要。
- 食料安全保障の基盤であり、様々な多面的機能を有する農業水利施設の老朽化による事故発生リスクが高まっていることに加え、豪雨災害の増加等により農村地域の防災減災対策等が喫緊の課題となっているため、施設の適切な保全に必要となる、国が行う水管理施設の更新事業をはじめ、県や土地改良区等が行う機能診断や実施計画の策定への定額助成、緊急自然災害防止対策事業債による支援の継続が必要。
- 中山間地域のコミュニティを維持し、にぎわいを創出するには、課題解決に向けた地域の活動が定着し、自走することが重要であるため、農村RMO形成に対する支援期間の延長や、事業期間の協議会の収益を許容する等の制度拡充とともに、十分な予算の確保が必要。また地域間ネットワークの構築や多様な主体の参画等の取り組みを始めようとする段階からのプッシュ型できめ細かなサポート等の充実が必要。
- 大規模な基盤整備を契機として収益力向上やスマート農業の実装化等を目指す、国営農地再編整備事業「東近江地区」の着実な推進と、永源寺ダムの堆砂急増による機能低下を解消する、国営総合農地防災事業「近江東部地区」の計画的な事業着手が必要。

(本県の取組状況と課題)

農業の生産性を高め農村のくらしを守る農業農村整備



管路化された排水路
(耕作道として活用)

スマート農業を加速化する農地整備

- ・大区画化されたほ場で ICT 水管理や、自動直進田植え機等を活用
- ・中山間地域でも、維持管理を軽減するため排水路の管路化や幅広で緩傾斜のけい畔の整備を促進

農村のくらしを守る減災対策

- ▶ 優先度に応じ、ため池耐震・洪水対策を推進（受益が減少しているものは廃池が前提）



ICT 施工による
ため池耐震対策



高効率ポンプ



農業水利施設の長寿命化・省エネ化

- ▶ アセットマネジメント計画に基づく長寿命化対策にあわせた省エネ化や節水を推進

突発事故のリスクは増大している

- 約 4 割の農地が、琵琶湖からのポンプによる取水に依存している本県の特徴から、パイプラインの老朽化に伴う漏水・陥没事故（R 6 年度：約 7 割[※]）や揚水機場のトラブルが多くなっている。



パイプラインの損壊による農地の陥没事故

※R 6 年度の突発事故発生件数 45 件、うちパイプラインの破損は 30 件

農村に関わる人のすそ野を拡大しにぎわい創出

- 農村 RMO の形成に向けて、地域の特色に応じた様々な取組が展開されている。
- 本県では地域を支える部局横断のプラットフォームを構築し、地域の取組を立上げから自立までの伴走支援にチャレンジ。



ドローンを活用した
農作業の省力化



地域のお米の
バックご飯を開発



イベント開催による
地域内外との交流



2050 年CO₂ネットゼロに向けた取組の推進

- 2050 年CO₂ネットゼロ（カーボン・ニュートラル）社会の実現に向け、地域における脱炭素化の促進について願います。

【提案・要望先】総務省、経済産業省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 地域脱炭素 2.0 を進めるための財政的支援

- 「地域脱炭素推進交付金」、「脱炭素化推進事業債」の継続・拡充を図ること
- 地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」の設定を加速化するため、インセンティブの充実を行うこと

(2) 脱炭素に資する新技術の普及促進

- 水素社会の構築に向けて、内陸県における水素利活用の促進支援を図ること
- 次世代型太陽電池の普及促進のための制度構築を行うこと

2. 提案・要望の理由

(1) 地域脱炭素 2.0 を進めるための財政的支援

- 「地球温暖化対策計画」の改定を受け、本県が改訂を進めている地方公共団体実行計画の実現には、「地域脱炭素推進交付金」など、国の財政支援が必要。
- 県内の複数の自治体が「地域脱炭素推進交付金」の採択を目指し、検討を進めるとともに、本県も含めて「脱炭素化推進事業債」を活用した公共施設への再エネ導入や省エネ対策も計画的に進めており、当該制度の継続が必要。
- また、本県では、再エネ導入の加速化策として「促進区域」を積極的に活用しており、市町による「促進区域」設定に繋がる財政的インセンティブが必要。

(2) 脱炭素に資する新技術の普及促進

- 「水素基本戦略」において、臨海部等の拠点整備支援に加えて、その「背後圏」においても、効率的な供給インフラ整備を支援するとされていることから、内陸への大量輸送を含めた供給インフラ整備への具体的な支援が必要。
- 本県においては、令和7年度にペロブスカイト太陽電池の県有施設への導入を予定し、社会実装モデルの構築に向け取り組んでいるところ。
- 公共施設だけでなく、家庭や事業所などへの導入拡大につながる FIT/FIP 制度の新区分創設など、社会実装後の普及拡大の仕組みづくりが必要。

（本県の取組状況と課題）

（１）地域脱炭素 2.0 を進めるための財政的支援

- 「脱炭素先行地域」については2件、重点加速化事業については1件採択済み
- 「促進区域」を活用した地域の脱炭素化も推進、3市が「促進区域」を設定済み
- 「脱炭素化推進事業債」を活用した照明LED化や電動車の導入も積極的に推進

⇒ 先行地域・重点加速化対策事業の採択のハードルは年々高まり、不採択が続く

⇒ 令和8年度以降も県有施設の新築・更新、設備の高効率化は継続

■先行地域・促進区域の先進的取組



■県における率先実施



モデル事業の県内への波及

地域脱炭素化の実現



【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の県内採択状況】

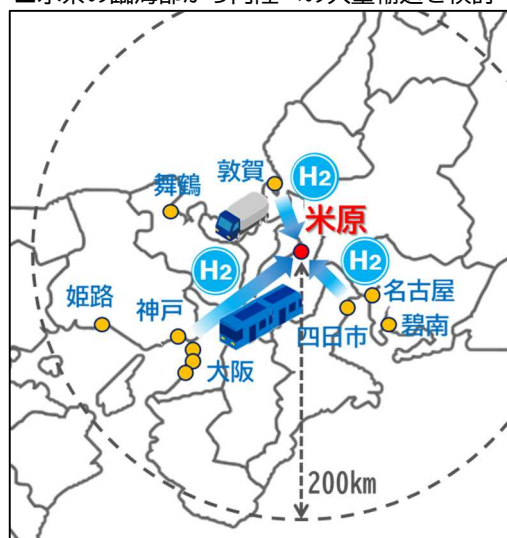
単位：百万円

		提案タイトル	事業年度	総事業費	交付金
先行地域	湖南市	さりげない支えあいのまちづくり オール湖南で取り組む脱炭素化プロジェクト	R4-R9	3,695	2,463
	米原市	農山村の脱炭素化と地域活性 ～米原市「Eco Village構想」～	R4-R8	5,852	3,401
重点対策	県	滋賀県CO ₂ ネット社会づくり重点対策加速化事業計画 ～快適なライフスタイルへの転換・県における率先実施～	R5-R10	4,091	934
合計				13,638	6,798

（２）脱炭素に資する新技術の普及促進

- 「内陸工業県」や「交通の要衝」といった本県の特徴を踏まえ、県内での水素供給拠点の形成を目指し、企業等との連携による「しが水素拠点形成コンソーシアム」を設立。
- 県内事業所の都市ガス等使用量から水素需要ポテンシャルを20万t/年と試算。
- 令和7年度には琵琶湖博物館の屋根などの県有施設にペロブスカイト太陽電池を導入するとともに、県内施工事業者向けのセミナーを開催予定。

■水素の臨海部から内陸への大量輸送を検討



担当：総合企画部 CO₂ネットゼロ推進課ムーブメント推進係
TEL 077-528-3493



琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進

- 琵琶湖保全再生法に基づく関係省庁との連携・御支援のもと、琵琶湖の保全および再生を推進し、国民的資産である「琵琶湖」を次世代に引き継いでいく

【提案・要望先】総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1)「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 国の基本方針や第2期琵琶湖保全再生計画に位置付けられた各施策の推進
- 法第4条に基づく事業の円滑な実施に向けた必要な財政上の措置および琵琶湖に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

(2)「第3期琵琶湖保全再生計画」の策定に向けた連携の強化

- 第3期琵琶湖保全再生計画の策定に向けた連携の強化

2. 提案・要望の理由

(1)「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 琵琶湖は、近畿1,450万人の水源地として、国民の1割以上が恩恵を受ける国民的資産のみならず、令和6年12月に「世界湖沼の日」が制定され、琵琶湖の保全・再生は、我が国にとどまらず世界における湖沼の保全・再生の先駆けとなり得る取組。
- 法制定後、「琵琶湖保全再生等推進費」など国の支援もいただいているが、水草対策や琵琶湖の水源地となる森林づくりをはじめ、第2期琵琶湖保全再生計画で位置付けられた気候変動の問題や、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみの問題など新たな課題に対する事業の円滑な実施のために、更なる財政的支援が必要。

(2)「第3期琵琶湖保全再生計画」の策定に向けた連携の強化

- 令和7年度は、法制定から10年となり、第2期琵琶湖保全再生計画も終期を迎えることから、琵琶湖保全再生推進協議会等を
本県で開催し、琵琶湖が抱える課題を関係者で共有するとともに、現計画の振り返りを実施した上で、今後も取組、連携を強化して琵琶湖の保全再生を推進していくことが必要。



<第8回 琵琶湖保全再生推進協議会幹事会 現地視察>

(本県の取組状況と課題)

(1) 「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

(政策提案・要望) 法第4条に基づき、必要な財政上の措置を求める施策

- ・「世界湖沼の日：8月27日」の推進（国土交通省、環境省）
- ・気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進（国土交通省、環境省）
- ・下水道による水環境保全と脱炭素・循環型社会実現への取組（財務省、国土交通省）
- ・公社林の持つ多面的機能の持続的発揮（総務省、農林水産省）
- ・琵琶湖の保全・再生とCO2 ネットゼロに向けた森林づくりの推進（総務省、財務省、農林水産省）
- ・林業成長産業化推進への支援強化（農林水産省）
- ・伊吹山の保全・再生に向けた取組への財政上の措置（環境省）
- ・カワウ被害対策への支援（農林水産省、環境省）

「第2期琵琶湖保全再生計画」の重点事項

琵琶湖と人との共生

共 感

共 存

共 有

琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環をさらに推進

琵琶湖を『守る』取組

水質汚濁の防止対策（第10条）

水源林整備保全、鳥獣害対策（第11条、第14条）

生態系・生物多様性保全、外来生物対策
（第12条、第13条）

水草対策、プラスチックごみ対策（第15条）

水産資源の回復（第16条）

琵琶湖を『活かす』取組

山村の再生、しがの林業成長産業化（第17条）

環境こだわり農業のブランド力向上（第17条）

環境関連産業の推進（第17条）

琵琶湖漁業の持続的発展（第16条）

体験・体感による琵琶湖とのふれあい推進
（第18条）

琵琶湖の価値を世界に発信（第22条）

琵琶湖を『支える』取組

調査研究（第9条）
（気候変動の知見収集含む）

琵琶湖の発信、環境教育・学習（第21条）

多様な主体による協働（第22条）

(2) 「琵琶湖保全再生推進協議会」の開催経過等

- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行（H27.9.28）
- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（H28.4.21）
- ◇第1回琵琶湖保全再生推進協議会（H28.11.15）＜現地開催＞
- ◇第1期琵琶湖保全再生計画の策定（H29.3.30）
- ◇第1～4回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会（H29.7～R2.7）＜現地開催等＞
- ◇第2回琵琶湖保全再生推進協議会（R2.9.8）＜書面開催＞
- ⇒法律の改正および基本方針の改定は要しない一方、滋賀県が定める法定計画については、新たな課題等への対応のため改定の必要があるとの結論に至った。
- ◇第2期琵琶湖保全再生計画の策定（R3.3.29）
- ◇第5回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会（R3.9.7）＜WEB開催＞
- ◇第6～8回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会（R4.9、R5.9、R6.9）＜現地開催＞

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水政策係 TEL 077-528-3466



琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置

➤ 国民的資産である「琵琶湖」を健全な姿で次世代へ引き継ぐ。

【提案・要望先】総務省

1. 提案・要望内容

国民的資産である「琵琶湖」に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

- 琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要に対する地方交付税措置の継続、拡充

2. 提案・要望の理由

- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、全国における湖沼の保全および再生の先駆けの事例として、琵琶湖の保全および再生を図ることが目的とされている
- 2024 年 12 月には国連において「世界湖沼の日」が制定され、湖沼環境保全の取組の重要性はさらに高まっている
- 本県では、大量繁茂する水草対策や水質監視・水質調査とともに、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除対策や水産資源の確保・増殖対策など、琵琶湖の保全に関する経費として、国庫支出金等を除く県負担額で76億円程度を要しているところ
- また、最近では琵琶湖の北湖における全層循環※の未完了、アユをはじめとした水産資源の不安定化など、気候変動の影響と考えられる異変が観測される事態となっている

※全層循環：冬の水温低下と季節風の影響により、湖水の鉛直方向の混合が進み、表層から底層までの水温や溶存酸素濃度等の水質が一樣になる現象。湖底へ酸素が供給されるこの現象は底生生物にとっても重要であり、琵琶湖の深呼吸とも呼ばれる。
- こうした課題等への対応については、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築のほか、財政支援制度の創設・拡充について要望・提案してきたところであり、今後も支援の拡大に向けた取組を強力に推進するもの
- 「琵琶湖」を抱える本県の実情をご理解いただき、長期的な視野に立って、琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要について、地方交付税の算定方法の見直し（拡充）に関する協議の継続をお願いするとともに、当面の対応として、琵琶湖特有の諸課題に係る特段の財政需要に関しては、特別交付税による配慮を引き続きお願いする

(本県の取組状況と課題)

(1) 琵琶湖に関連する経費

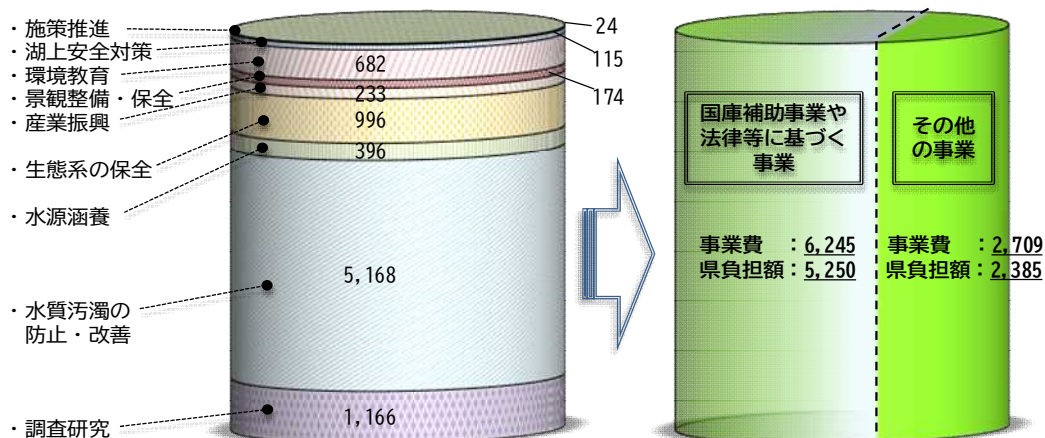
Mother
Lake

◆琵琶湖に関する経費→ 年間 **90億円程度**
(国庫等を除く県負担額 **76億円程度**)

令和7年度琵琶湖に関連する経費(事業費ベース)

(単位：百万円)

事業費：8,954百万円 (県負担額：7,635百万円)



(2) 地方交付税措置の継続・拡充

本県として、琵琶湖保全再生法等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築や財政支援制度の創設・拡充に係る要望・提案等を継続するとともに、閉鎖性水域である湖沼は、特段の水質保全対策が必要であるため、水質汚濁防止や生物多様性の保全・水産資源保護といった琵琶湖特有の諸課題や環境保全に係る特定の経費については、一定配慮いただいているが、今後も地方交付税措置の継続、拡充を検討願いたい。

- 大量繁茂する水草対策や侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等の防除対策など、琵琶湖の特有の財政需要
- 水質汚濁防止対策や水産資源の保護・回復に係る事業、琵琶湖の状況調査など、琵琶湖の保全に関する経費 等

[オオバナミズキンバイの除去作業]



[大量繁茂した水草の除去作業]



担当：総務部 財政課 財政企画係 TEL 077-528-3182

「世界湖沼の日：8月27日」の推進

- 国連の記念日「世界湖沼の日：8月27日」の国内における機運醸成に向けた取組を推進し、世界の水議論における湖沼問題の主流化およびSDGsの達成に寄与する。

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

「世界湖沼の日」の機運醸成に向けた取組の推進

- 国内外における「世界湖沼の日」の機運醸成に向けた主体的な取組の推進

2. 提案・要望の理由

- 地球上の全ての経済活動や社会活動は、質の高い淡水とその供給に依存しており、安定した水を供給できる湖沼の果たす役割は大きい。
- 一方で、気候変動等の影響から世界各地における水問題が深刻化。
- 本県で脈々と受け継がれてきた琵琶湖を大切にする暮らしは、持続可能な社会の実現に向けたローカルSDGsモデルであり、このことを踏まえ、これまでから本県では湖沼問題を世界の水議論の主要課題として位置づけるため、世界湖沼会議等の国際会議に積極的に参加し、湖沼の重要性を世界に発信するなど主導的な役割を担ってきたところ。
- 2024年12月には国連において、持続可能な湖沼流域管理に向けて、世界の人々の意識を啓発し、行動に繋げていく観点から、「世界湖沼の日（8月27日）」が制定された。
- 8月27日は、本県が1984年に開催した第1回世界湖沼会議の開会日であり、「世界湖沼の日」には、本県にとり、国内外で湖沼環境保全の機運を醸成し、様々な国や地域、また国内自治体との連携・協力を一層強化していく契機になると思料。
- 国内外における「世界湖沼の日」の取組を推進していくため、関係省庁においても「世界湖沼の日」の機運醸成に向けて、国連関係機関や関係国などと国際的な連携・協働を図られるとともに、国内自治体に対して「世界湖沼の日」に関する取組の推進を図られるよう要望する。



琵琶湖保全再生法（平成27年公布）において国民的資産と位置付けられた琵琶湖

(本県等の取組状況と課題)

(1) これまでの取組状況

- 1980年7月 「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行(7月1日)
- 1984年8月 第1回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(※1)(8月27日、主催:滋賀県等)
- 1986年2月 国際湖沼委員会(ILEC)設立(草津市)
- 1993年6月 琵琶湖がラムサール条約湿地に登録
- 1995年4月 UNEP 国際環境技術センター開設(草津市)
- 2001年11月 第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催
- 2003年3月 第3回世界水フォーラム(琵琶湖淀川流域)開催
- 2015年9月 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行
- 〔(※1)以後、現在に至るまで全ての世界湖沼会議に参加。〕

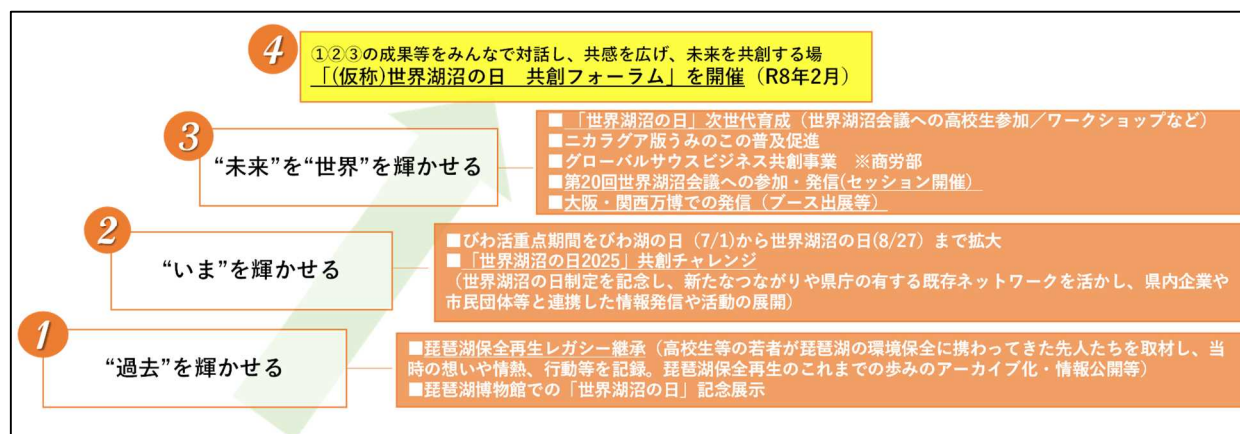


第1回世界湖沼会議 開会
(1984年8月27日)

(2) 「世界湖沼の日」制定の経過

- 2022年3月 国連環境会議 (UNEA5.2)
- 2023年3月 国連水会議 2023 (UN 2023 Water Conference)
- 11月 第19回世界湖沼会議 (ハンガリー・バラトンフェレド)
- 「バラトン宣言」に『世界湖沼デー」の制定に向け推進を図ること』が盛り込まれた
- 2024年5月 第10回世界水フォーラム (インドネシア・バリ)
- 「閣僚宣言」に『国連プロセスにおいて「世界湖沼デー」を提案する』ことが盛り込まれた
- 9月 第79回国連総会 サイドイベント『「世界湖沼デー」に関する特別ハイレベルパネル』
- 12月 第79回国連総会 本会合
- インドネシア・日本を含む74カ国の共同提案により、8月27日を「世界湖沼の日」とする決議案が採択。

(3) 本県の令和7年度における「世界湖沼の日」関連事業



(4) 「世界湖沼の日」を契機とした湖沼保全を推進していく上での課題

- 国際会議等での本県の発信機会の確保が必要。
- 「世界湖沼の日」を契機とした国内自治体間の連携を推進する上で、国における「世界湖沼の日」位置づけの明確化が必要。
- 琵琶湖をはじめとする環境保全活動を更に推進するための財政的な支援が必要。

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水政策係 TEL 077-528-3460

気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進

- 気候変動の影響を正確に把握し、適応策の検討・実施につなげる
- 良好な水質と豊かな生態系を両立する琵琶湖を実現する
- こうした取組や国立環境研究所琵琶湖分室との連携を通じて湖沼管理をリードする

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 関西の水資源を支える豊かで安全な琵琶湖の保全再生と、琵琶湖・淀川流域での気候変動適応策の検討・実施に必要な水質調査等への継続的な協力、支援

(2) 底層溶存酸素量の類型指定等の検討に係る連携

- 底層溶存酸素量（底層 D0）の類型指定等の検討に係る連携

(3) 新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討への継続的な支援
- 国立環境研究所琵琶湖分室による調査研究のさらなる実施と本県との継続的な連携

2. 提案・要望の理由

(1) 気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 本県と近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、水資源機構琵琶湖開発総合管理所の3隻の船が連携して水質調査を実施。豊かで安全な琵琶湖の保全再生や、琵琶湖・淀川流域での気候変動の影響を迅速に把握するには、水質調査等を継続して行うことが重要。

(2) 底層溶存酸素量の類型指定等の検討に係る連携

- 国が設置した「琵琶湖における底層溶存酸素量類型指定等検討会」に本県も参画しているが、地域の課題やニーズをより反映させていくため、今後、会議の開催頻度を増やすなど連携や議論を更に深めていくことが重要。

(3) 新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 水環境の保全と生物多様性の保全を同時に推進するには、生態系に配慮した新たな水質管理手法を検討し、既存の水質環境基準と併せて運用することが重要。
- 新たな水質管理手法の検討や気候変動の影響の把握と評価を進めるには、最新の知見と技術を有する国立環境研究所琵琶湖分室との連携が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 琵琶湖は広大なため調査地点数は計 51 点で実施し、得られた観測データを解析。
- 琵琶湖では年々水温が上昇するなど気候変動の影響が確実に現れている。このような変化を継続的に把握し、適応策の検討・実施につなげる必要がある。

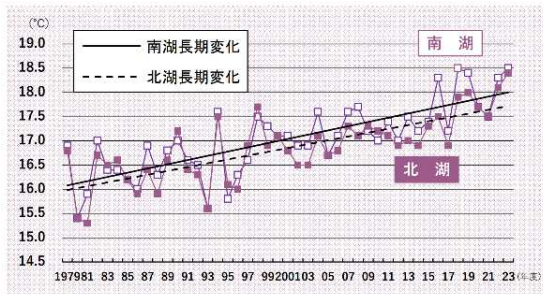


図1 琵琶湖の水温の変化

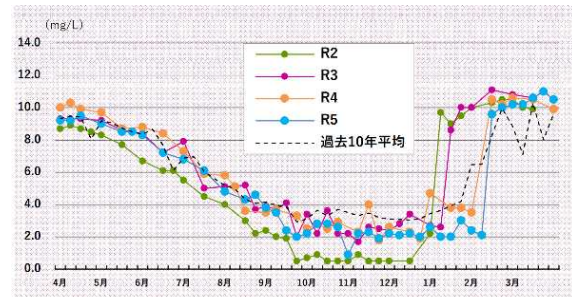


図2 今津沖中央における底層 D0 の変化

(2) 底層溶存酸素量の類型指定等の検討に係る連携強化

- 令和4年度に底層DO環境基準に係る環境基準点を設定。令和5年度から調査を開始。この調査結果や本県が独自に行っている底層DOの調査結果も国に提供し、達成率等の検討に協力。

(3) 新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 琵琶湖では水質は改善する一方で、生態系の課題が顕在化。この課題に対応するには、既存の水質環境基準に加え、生態系に配慮した新たな水質管理手法が必要と考え、関連する調査研究を実施。



図3 琵琶湖の水質（りん）

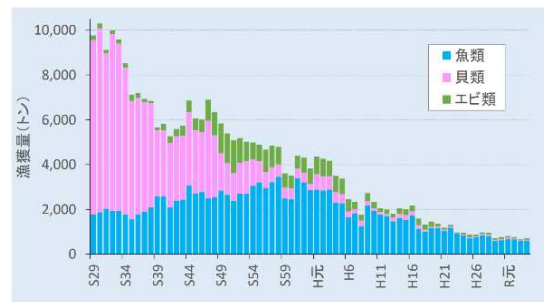
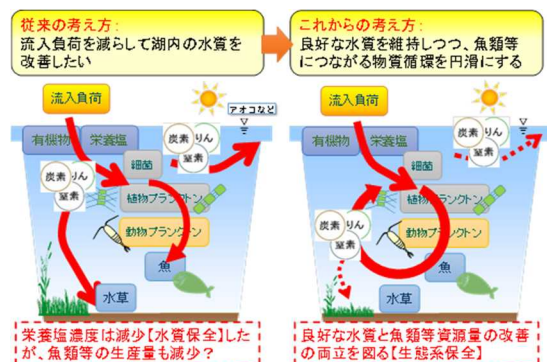


図4 琵琶湖漁業漁獲量

- 本県の生態系に配慮した新たな水質管理手法に関する調査研究の成果を踏まえ、令和4年度から琵琶湖保全再生等推進費事業で国とともに新たな水質管理手法に関する検討を開始。国立環境研究所琵琶湖分室も参画。
- 琵琶湖ではアユの減少が大きな課題。国立環境研究所琵琶湖分室長を研究推進顧問として委嘱している、部局を超えた庁内連携組織「琵琶湖環境研究推進機構」にて、課題の要因を整理する検討会を令和7年度に実施予定。



担当：琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課
水質・生態系
TEL：077-528-3463

下水道による水環境保全と脱炭素・循環型社会実現への取組

- 琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の水質保全や大雨・地震などの災害に対する備えを進めるとともに、下水道資源の有効活用に取り組み、水環境の保全や脱炭素・循環型社会の実現に貢献する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 下水道施設の点検技術開発と整備・更新等に対する予算枠の拡大

- 下水道施設の事故未然防止に向けた管路点検技術の開発
- 下水道施設の計画的な整備・改築更新に対する予算枠の拡大

(2) 防災・減災、国土強靱化および雨天時浸入水対策に対する継続的な支援

- 5か年加速化対策後も重点的に国土強靱化を進めるための予算の確保
- 雨天時浸入水対策に対する継続的支援

(3) 下水道資源の有効活用に対する財政支援および技術的支援

2. 提案・要望の理由

(1) 下水道施設の点検技術開発と整備・更新等に対する予算枠の拡大

- 施設管理をストックマネジメントで最適化しているが、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、施設の点検・調査の強化が急務となっている。下水道施設の事故を未然に防ぐため、低コストで効率的な管路点検技術の開発が必要。
- 施設の老朽化や広域化・共同化等に伴う流入水量の増加により、処理施設の増設や改築更新に対する予算枠の拡大が必要

(2) 防災・減災、国土強靱化および雨天時浸入水対策に対する継続的な支援

- 今後の地震対策の切迫、気象災害の激甚化・頻発化の中、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化を進めるため、国土強靱化実施中期計画による重点的かつ集中的な対策の推進と予算の確保が必要
- 集中豪雨や老朽化等に起因する雨天時浸入水について、ガイドラインに基づく効果的な対策を推進するため、勉強会の開催等の継続的支援が必要

(3) 下水道資源の有効活用に対する財政支援および技術的支援

- 脱炭素化やグリーン化に向けて、未利用となっている下水道資源を有効活用し、エネルギー利用や緑農地利用を促進するため、引き続き事業推進に対する財政支援および技術的支援が必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 下水道施設の点検技術開発と整備・更新等に対する予算枠の拡大

下水道施設の点検技術の開発

県（流域下水道）の点検例

- ・地上巡視点検（2 か月に 1 回）
約 370 km（全路線）
- ・マンホール内点検（年 1 回）
約 1,880 箇所
- ・管渠内目視点検（全区間を概ね 10 年間で一巡）
年間 40 km



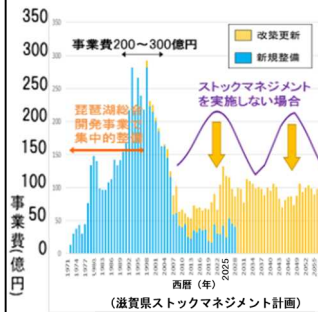
管内目視点検



マンホール内点検

新規整備およびストックマネジメントに基づく改築更

新規整備+改築更新で
約 110 億円/年の
事業費が必要！



東北部浄化センター A 系水処理施設



県内初めての膜分離活性汚泥法＜MBR＞

水処理施設新設工事
R 元～R7 66 億円

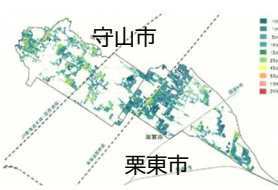
(2) 防災・減災、国土強靱化および雨天時浸入水対策に対する継続的な支援

着実な国土強靱化の推進・地震等の災害への備え



マンホールトイレ設置

耐震対策の例



浸水想定区域図の作成（R5～7）

浸水対策

雨天時浸入水対策

- ・湖南中部処理区で溢水被害が発生（H25, 29）
- ・県と市町による不明水対策検討会の設置（H26）
- ・国による雨天時浸入水対策勉強会の開催（R3～6）
- ・県マニュアルの見直し（R6）



H29 台風 21 号



不明水対策検討会

(3) 下水道資源の有効活用に対する財政支援および技術的支援

脱炭素化・グリーン化に向けた下水道資源の有効活用



担当：琵琶湖環境部 下水道課 公共下水道系 / 施設管理・建設系 TEL：077-528-4210

公社林の持つ多面的機能の持続的発揮

- 公社林の持つ多面的機能は、水源涵養や地球温暖化防止、国土保全等のため重要
- これらを持続的に発揮させ、CO₂ネットゼロ社会づくりにも貢献

【提案・要望先】総務省・農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 琵琶湖保全再生法に基づく公社林の森林整備に対する財政支援

- 奥地水源林（造林公社不採算林）の森林整備に係る予算の確保
- カーボン・ニュートラルなど環境貢献を目指した取組への支援継続

(2) 公庫債務の利子軽減施策および地方財政措置の拡充

- 日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）債務の利子負担軽減に係る施策の拡充
- 公社支援に係る特別交付税措置の拡充（措置率および上限額の引上げ）

2. 提案・要望の理由

(1) 琵琶湖保全再生法に基づく公社林の森林整備に対する財政支援

- ・公社林は、国の拡大造林政策に従い、自営造林を行う者が少ない山間僻地等の条件不利地域を対象に造成されたものであり、本県では、琵琶湖を取り巻く森林面積の1割を占める。この人工林を今後も適切に管理し、水源涵養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させていく必要がある。
- ・本県では、令和6年度から「分収造林事業あり方検討委員会」を開催し、組織や公社林のあり方について検討しているところ。
- ・世界湖沼の日（8月27日）※も制定され、琵琶湖の水の源である奥地水源林の重要性はさらに増加しており、造林公社の不採算林についても今後の公的管理を見据え、琵琶湖保全再生法に基づく特別な予算の確保が必要。

※滋賀県大津市で第1回世界湖沼会議が開会された1984年（昭和59年）8月27日にちなみ、8月27日が「世界湖沼の日」に制定された。

- ・J-クレジット制度には、全国26林業公社のうち16公社が取り組んでおり、カーボン・ニュートラルの実現に向けて、現地調査や申請事務等に対する支援の継続が必要。

(2) 公庫債務の利子軽減施策および地方財政措置の拡充

- ・関係府県は、既に債権放棄や公庫債務の引受、公社への長期無利子貸付等により特別の支援を実施済みであり、国においても、利子助成制度の拡充や、公庫既往貸付金の利率見直し、公社支援に係る特別交付税措置の拡充（措置率および上限額の引上げ）が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 琵琶湖保全再生法に基づく公社林の森林整備に対する財政支援

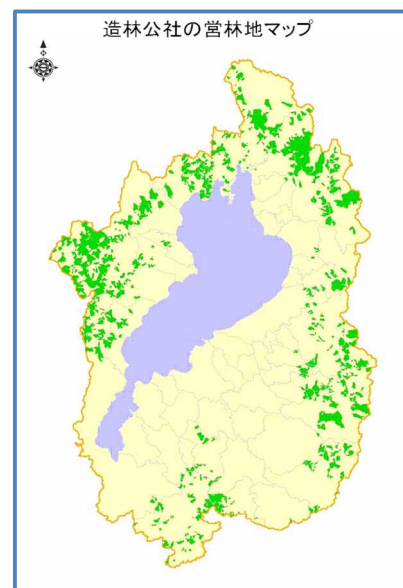
○ 現状

- ・ 植栽面積は約 2 万 ha（県森林面積約 20 万 ha）
※民有人工林面積の 25%
- ・ 労務費の上昇、労働力不足、木材価格の低迷等
- ・ 伐採事業の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6 見込
生産量 (m³)	10,025	9,529	7,587	8,303	14,508	10,200

- ・ 環境林事業（県森林税事業）の推移

年度	R3	R4	R5	R6 見込
整備面積 (ha)	60	122	47	27



○ 課題

- ・ 事業地の奥地化等に伴う森林整備費等の増嵩
- ・ 将来にわたる奥地水源林の維持管理



※ 環境貢献取組事例

「びわ湖マラソン 2025」のカーボンオフセットに必要なクレジットの一部を滋賀県造林公社は滋賀銀行に販売

(2) 公庫債務の利子軽減施策および地方財政措置の拡充

○ 森林の公的管理者(造林公社)に対する本県の取組状況

- ・ 補助事業活用や管理運営経費圧縮等の指導、造林補助金への任意上乗せ
- ・ 県職員の派遣、管理運営経費に対する財政支援（年間 2 億円超を出資）
- ・ 公庫債務の免責的引受、約 690 億円を 42 年間にわたり県民負担で返済 [H20.9]
- ・ 特定調停の成立による債権放棄（計約 956 億円（うち本県約 782 億円）） [H23.3]

※ 本県では無利子貸付金に係る利息相当分と債務引受に係る利息相当分に対し、5 億円を上限とする特別交付税を措置いただいているところ

○ 課題

<<本県の森林・林業の課題>>

- 琵琶湖・淀川流域の水源林として重要な役割
- 公社林の伐採・搬出(利用間伐)面積の増加

<<県財政の課題>>

- 公庫への償還財源の確保(～2049 年)
- 公社への支援財源の確保(～2068 年)

- ・ 不採算の適正な保全・管理

担当：琵琶湖環境部森林政策課林政企画係
TEL：077-528-3914

琵琶湖の保全・再生とCO₂ネットゼロに向けた 森林づくりの推進

- 本県の森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させることにより、琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の水源涵養、淀川水系の流域治水、国土保全や地球温暖化防止

【要望先】総務省、財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1)森林整備事業に対する財政支援

- 琵琶湖の保全・再生と淀川水系流域治水に向けた健全な森林の育成等のため、主伐・再造林や奥地における間伐の推進などの森林整備に対する継続的な財政支援
- 花粉発生源対策として、スギ人工林に加えヒノキ人工林の伐採・植替え等の加速化

(2)治山事業に対する財政支援

- 山地災害復旧、流域治水、国土強靱化を推進するため安定的な財政支援
- 自然災害発生予防等に対する県単独事業に充当する地方財政法に基づく地方債の制度延長

2. 提案・要望の理由

(1)森林整備事業に対する財政支援

- 主伐・再造林等による森林吸収源確保、また花粉発生源対策として少花粉品種への植え替えや、生物多様性の保全に向けた奥地における多面的機能の発揮など、琵琶湖の保全・再生に資する多様で健全な森林の整備が必要。
- 花粉発生源対策として、スギ人工林伐採重点区域における伐採や植替え等が推進されているが、本県の人工林は約4割をヒノキが占めており、効率的な施業のためには、ヒノキ人工林を対象に含めスギ人工林と一体的に取り組むことが必要。

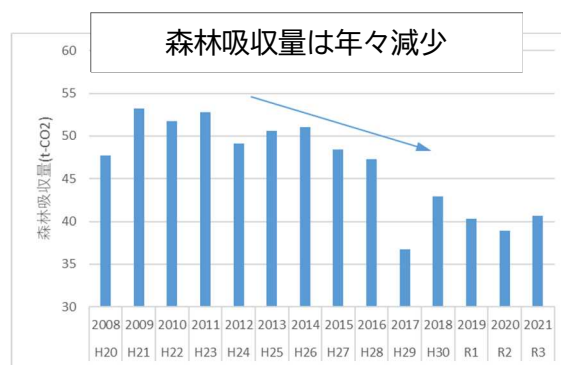
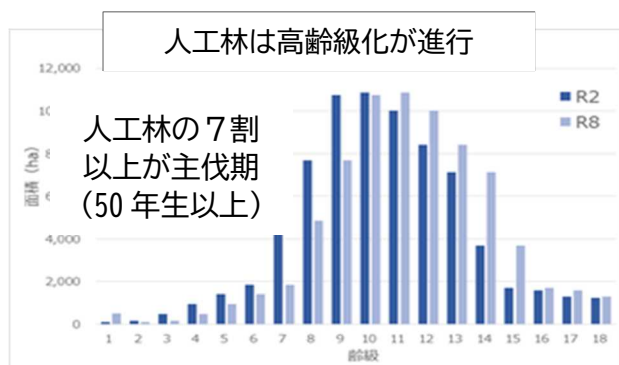
(2)治山事業に対する財政支援

- 気候変動の影響により大雨の発生頻度がさらに増加することが懸念されるなか、災害復旧工事の早期完了や、防災・減災、国土強靱化のために治山事業への安定的な財政支援が必要。
- 突発的に発生する災害に対して、迅速かつ柔軟な対応が必要であり、単独事業で対応する必要性が増加していることから、令和7年度までの時限的に措置されている緊急自然災害防止対策事業債について、制度の継続が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 森林整備事業に対する財政支援(取組状況)

○ 森林の現状



○ 本県の取組

・多様な森林整備



再造林



環境林整備

・花粉の少ない苗木生産



コンテナ苗

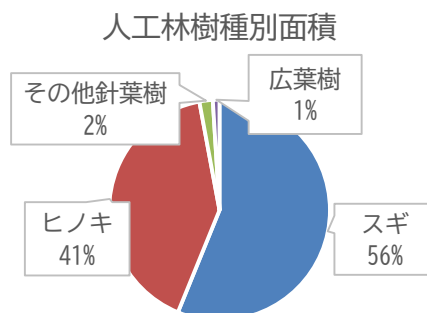


スギ特定母樹採種園

○ 人工林資源の状況

本県の民有林人工林は、全体の5割超をスギ、4割をヒノキが占めており、ひとつの林班の中でも条件に応じてスギとヒノキが混植されている。

効率的に主伐・再造林を進めるためには、スギとヒノキを一体的に施業することが必要。



(2) 治山事業に対する財政支援(取組状況)

県単独事業での災害復旧および予防対策

令和3年度に人家隣接地で被災



崩壊地の直下に人家があり、補助治山事業で災害復旧を実施したが、流末部分が未整備であり保安林外であったが対応が必要であった

令和4年度県単独事業にて流末の整備



・不明瞭な自然水路をコンクリート二次製品で既設の排水路まで繋いだ。
・浸食を受けた法面を植生マットにより復旧した。

担当：琵琶湖環境部 森林政策課 TEL 077-528-3914
森林保全課 TEL 077-528-3930

林業成長産業化推進への支援強化

- 琵琶湖の水源林の持つ多面的機能の持続的発揮のため、森林の適切な管理を図りながら、林業・木材産業の成長産業化に取り組むことにより、CO₂ネットゼロ社会づくりに貢献するグリーン成長を実現する

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

- 都市（まち）の木造化推進法にも明示された脱炭素社会の実現に資するため、公共および民間建築物の木造化・木質化の促進に必要な予算の確保
- 森林資源の循環利用につながる「木育」の取組に対する必要な支援

(2) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

- 林業事業体等による林業機械や製材機の導入、基盤整備等への支援に必要な予算の確保
- 中小製材工場の JAS 認定の取得や維持に要する経費に向けた支援制度の創設

(3) 人材確保にかかる支援の充実

- 林業従事者の確保・育成のため、緑の青年就業準備給付金の対象拡大（短期間の研修生への適用）
- 林業普及指導員資格試験の要件緩和

2. 提案・要望の理由

- (1) 本県において、森林資源の循環利用を進め、適正な森林整備を促すことは、国民的資産である琵琶湖の水源林を健全に引き継ぐことにつながる。
 - ・ 令和5年3月には「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が制定され、さらなる県産材の需要創出が必要。
 - ・ 今後、需要拡大の余地が見込める、非住宅分野の木造化の促進と、あらゆる世代が木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森とのつながりを理解し、豊かな心を育む「木育」の取組への支援が重要。
- (2) 需要の拡大に対応するため、素材生産量を拡大させ、安定的なものとするためには、林業機械や製材機の導入、基盤整備により作業を効率化させることが不可欠。小規模な製材工場は、JAS 認定の手数料や維持費が負担となることから、その軽減に向けた支援が必要。
- (3) 滋賀もりづくりアカデミーでは林業就業希望者へ半年間の研修を行っている。研修生は研修期間中の収入がないため、就業までの生活支援等が必要。

森林法施行規則第91条に基づく林業普及指導員資格試験（林業一般）の受験資格（大卒者は卒業後4年、院卒者は卒業後2年）緩和などの、不足している普及指導員の確保策が必要。

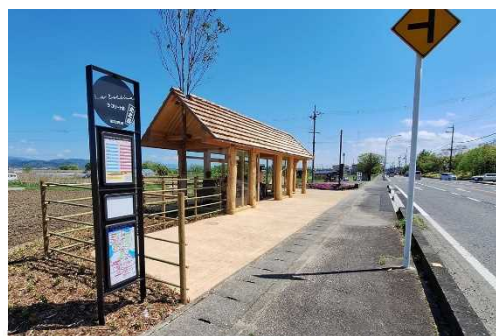
(本県の取組状況と課題)

(1) 中長期において住宅需要の減少が予測されるなか、需要創出として、非住宅分野における木材利用の促進と木育の取組を実施。

- ・ 非住宅分野の人材育成として、木造建築セミナーにより人材を育成(R3～)。
- ・ 建築物木材利用促進協定の締結 (R6 末時点 8 件) により情報発信や木材利用の促進

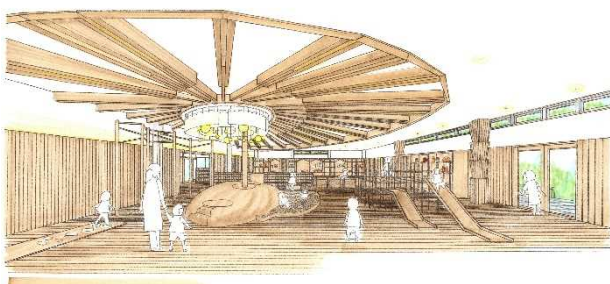


水口中央公民館



協定成果(木造のバス停待合所)

- ・ 平成 28 年度のウッドスタート宣言後、様々な木育の取組を実施。
- ・ 令和 5 年 3 月に県木育指針を策定。毎年、木育イベントを開催。令和 6 年度からは、県の木育拠点施設「しがモック」を整備し、県全体に木育の取組を広げていく。



木育拠点施設イメージパース

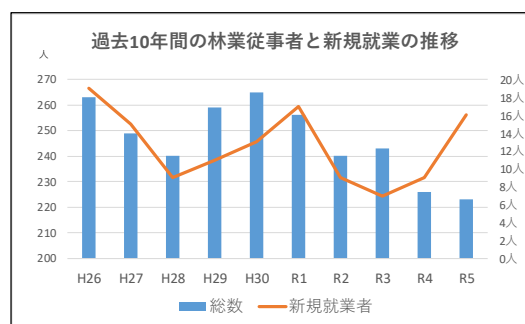
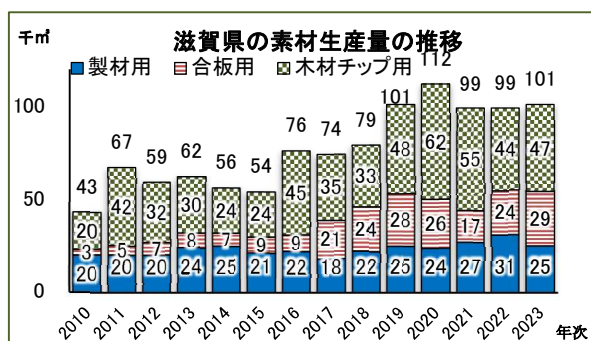


商業施設での木育イベント

(2) 「新しい林業」モデル構築事業の取組

主伐・再造林の推進に向け、県内複数箇所にモデル地区を設け、ICTなど最新技術や先進県、先進国(オーストリア)の考え方を取り入れた作業体系の構築や技術の啓発に取り組んでいるところ。

(3) 木材生産量と林業従事者の推移



担当：琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課 TEL：077-528-3915



伊吹山の保全・再生に向けた取組への財政上の措置

- 多様な草花や生きものでにぎわう魅力的な伊吹山を取り戻し、生物多様性保全の象徴の一つとして未来に引き継ぐ

【提案・要望先】環境省

1. 提案・要望内容

自然環境整備交付金および指定管理鳥獣対策事業交付金による継続的な支援等ならびに災害復旧事業制度の創設

- 伊吹山の保全・再生に向けた取組への継続的な財政支援および柔軟な運用
【伊吹山自然再生事業・指定管理鳥獣対策事業】
- 自然公園施設の災害復旧事業に係る支援制度の創設

2. 提案・要望の理由

- 日本百名山の一つである伊吹山は、国内における分布の南限・北限となっている植物や伊吹山だけに自生する多くの固有種等により多様な植物相が形成され、山頂のお花畑は国の天然記念物に指定されているなど、国民的な資産として保全し、将来に引き継ぐべき貴重な山。
- しかし近年、ニホンジカの食害等により、草原植生が衰退・裸地化。主要登山道がある南側斜面では、裸地の拡大に伴い、この数年で土壌の浸食が急速に進行。令和6年7月には土砂災害が発生し麓の住宅地や生活道が被災。
- 自然再生のため、植生復元事業を令和6年度より実施しており、加えてニホンジカの捕獲推進を継続的に行うためには、自然環境整備交付金や指定管理鳥獣対策事業交付金による継続的な支援が不可欠。
- また、ニホンジカ対策を効果的かつ弾力的に進めるには、地域の実情や現場の状況等に精通した米原市による捕獲の実施が有効であるため、市町村が事業主体になれるように交付金制度の柔軟な運用が必要。
- さらに、伊吹山の大規模な被災状況にも表れているように、近年の気候変動の影響により災害の激甚化・頻発化のリスクが高まる中、従来の交付金の枠組みでは十分に対応できない事態が懸念されることから、自然公園施設の災害復旧を迅速かつ着実に実施するため、災害復旧事業制度の創設が必要。

(本県の取組状況と課題)

裸地化が進行する伊吹山の現状

避難小屋（6合目）



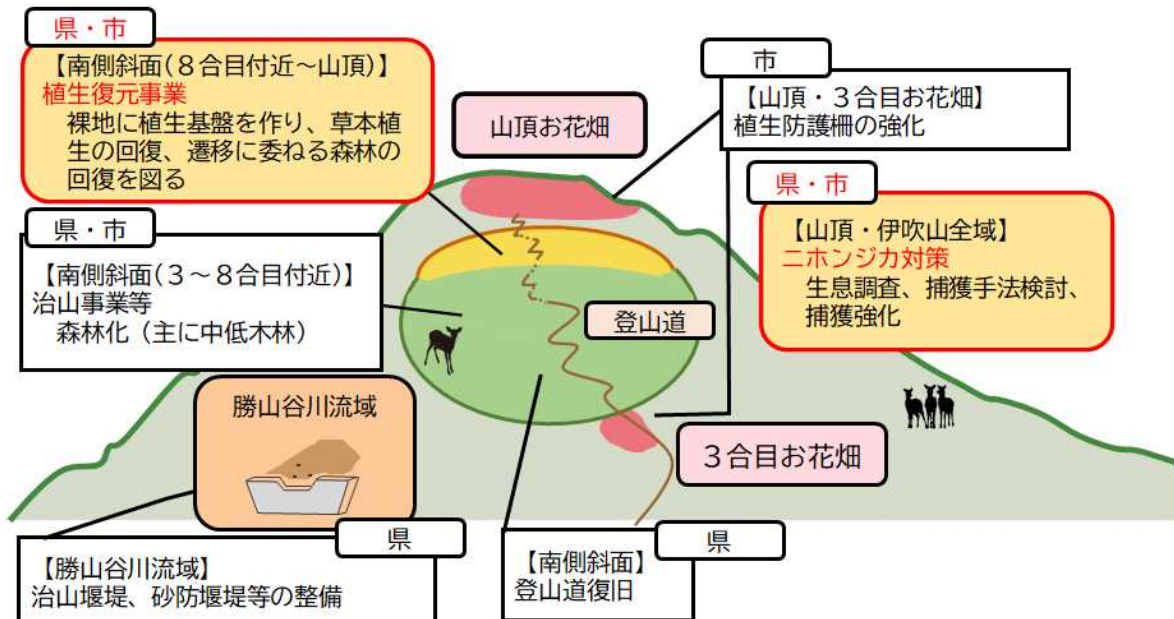
登山道（7合目）



ニホンジカの群れ(山頂)



本県および米原市の主な取組（令和7年度）



伊吹山自然再生事業（自然環境整備交付金事業）

<令和7年度>

県・米原市ともに、8合目付近～山頂付近で植生復元事業を実施。

<令和8年度以降>

植生復元事業を中長期的に継続することに加え、多様な種により構成される植生の回復を図るため、地域自生種の種子の採取や播種、植生の回復状況のモニタリングを実施していく必要がある。

⇒着実な事業推進のため、自然環境整備交付金による継続的な支援が必要。また、激甚化・頻発化する災害により甚大な被害を受けた自然公園施設の災害復旧事業を迅速に実施できる新たな枠組みの創設が必要。

指定管理鳥獣対策事業

<令和7年度>

生息状況調査により出没頻度などを把握し、米原市とともに効果的な捕獲を推進。

<令和8年度以降>

過年度の調査成果を活用し、隣接自治体と連携しながら、広範囲で捕獲を推進。

⇒米原市による機動的な捕獲を実施するため、事業主体の追加が必要。

担当：琵琶湖環境部自然環境保全課 自然公園・企画係 TEL 077-528-3481
// 鳥獣対策室 TEL 077-528-3489



カワウ被害対策への支援

- 適正な個体群および生息環境の管理により、漁業被害・生活環境被害の低減を図り、人とカワウとの共生を目指す。

【提案・要望先】農林水産省・環境省

1. 提案・要望内容

(1) カワウの管理強化に関する事業の創設

- 第二種特定鳥獣管理計画に基づくカワウ管理への財政的支援の創設

(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の拡充

- 被害防止計画に基づくカワウ被害対策への財政的支援の拡充

(3) カワウ捕獲等に関する新技術の研究・開発

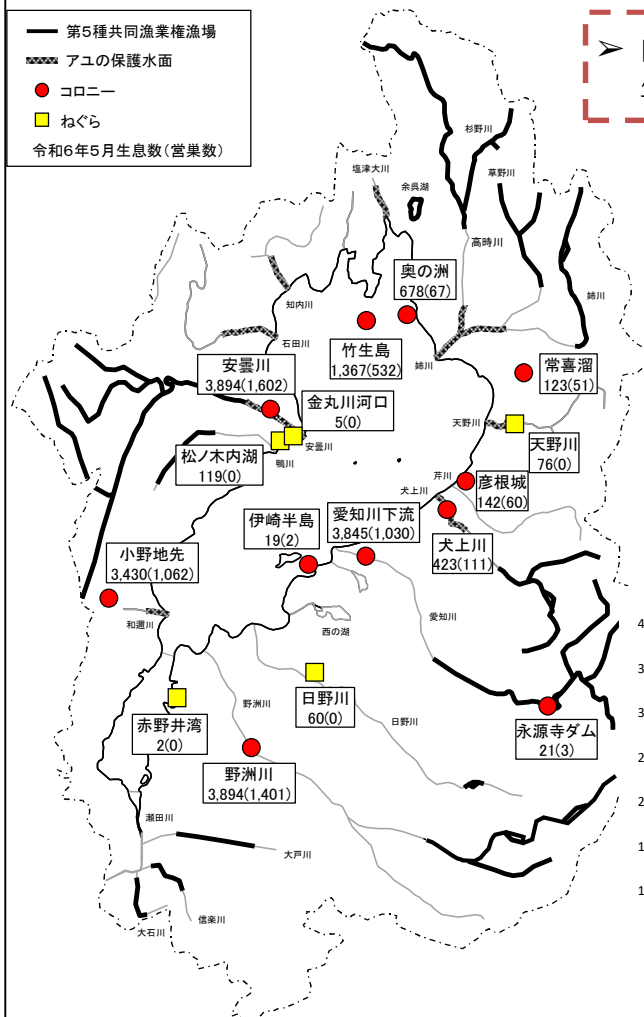
- 銃器の使用が困難な箇所における銃器によらない捕獲手法の研究・開発
- 被害軽減に向けた防除や捕獲に関する技術の研究・開発および普及支援

2. 提案・要望の理由

- 本県は、複数の大規模な営巣地を抱えており、全国的な生息数の動向に与える影響は大きいとされており、本県での対策は他県にも波及効果がある。
- 本県の春期生息数は、積極的な銃器捕獲により、約 38,000 羽（平成 20 年）から約 7,000 羽（平成 27 年～令和 2 年）まで減少したが、近年、営巣地が内陸部に分散するとともに、令和 5 年以降は 18,000 羽を上回るまで増加。
- 住宅地等に近い営巣地では、銃器の使用が困難であることから、モデル事業として、令和 5 年度から銃器による試行捕獲を実施。
- この事業の成果である安全管理マニュアルを活用し、自治体が第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を実施できるよう、新たな補助制度の創設が必要。
- また、漁業被害に対しては、被害防止計画に基づいた市町等による取組が促進されるよう、カワウに係る補助単価の引き上げなどの交付金制度の拡充が必要。
- これまで国等で開発された対策手法は、1,000 巣を超えるような営巣地には適さないことから、大規模な営巣地でも効率的に個体数低減するための銃器によらない捕獲手法の開発が急務。
- また、漁業被害や生活環境被害の軽減に向け、さらに実効性のある防除や捕獲に関する技術の研究開発および普及支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

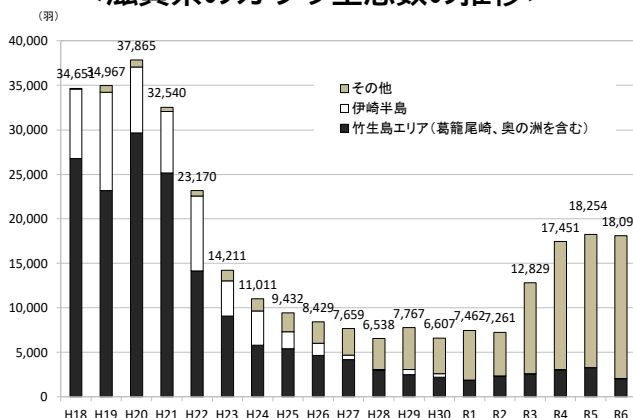
<滋賀県のカワウ生息状況>



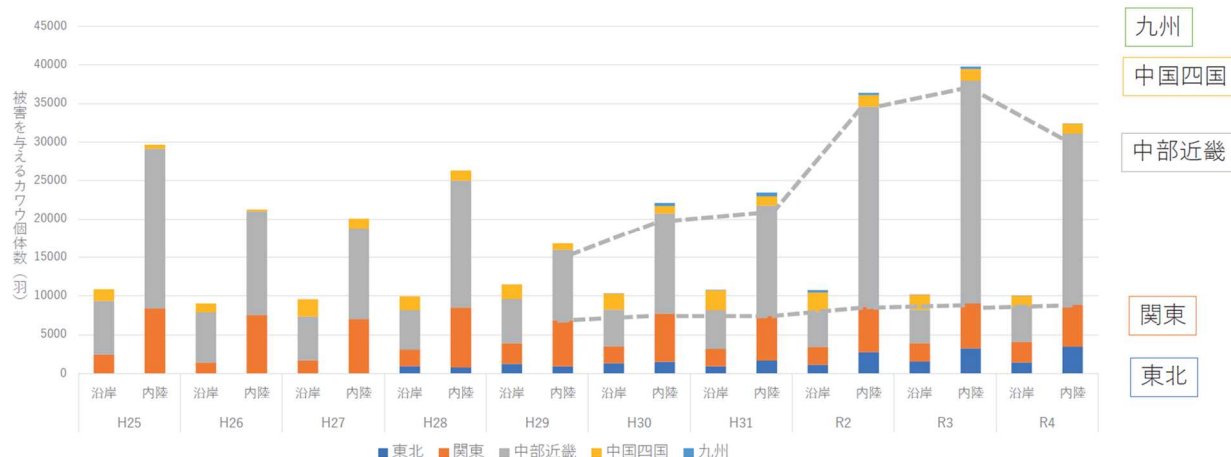
➤ 内陸部の河川等へ営巣地が分散するとともに、生息数が令和3年から再び増加に転じている。



<滋賀県のカワウ生息数の推移>



<地域別の被害を与えるカワウ個体数の推定結果> (水産庁作成資料抜粋)



近畿中部での増加は、滋賀県内での増加が主な原因とされているところ。
補助制度の創設等により、滋賀県外での秋～冬の捕獲の推進も期待。

担当：(1)(2)(3)琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室
(2)農政水産部みらいの農業振興課みどりの食料戦略室
(3) " 水産課水産振興係

TEL 077-528-3489
TEL 077-528-3842
TEL 077-528-3873



持続可能な地方税財政基盤の確立

- 必要な行政サービスを提供し続けるために、必要な財政需要には適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代へ引き継ぐ。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保および地方交付税総額の確保・充実
- 「緊急防災・減災事業」「緊急自然災害防止対策事業」の事業期間の延長
- 資材価格等の高騰を踏まえた過疎対策事業債等の増額

(2) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 近年の技術革新を踏まえた法人事業税分割基準の見直し

2. 提案・要望の理由

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 社会保障関係費の増嵩、物価高・賃上げへの対応や子ども施策の強化等の地方財政の現状を踏まえ、令和8年度以降も地方一般財源総額は、地方の安定的な財政運営に必要なとなる額を確実に確保するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的改革等、地方交付税総額の確保・充実が必要
- 地方税財政に大きな影響を生じる見直しが行われる場合には、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、適切な財源の確保が必要
- 緊急防災・減災事業債および緊急自然災害防止対策事業債については、頻発する災害被害の状況等を踏まえて、防災・減災対策をさらに推進する必要があることから、事業期間の延長が必要
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇が続く中、該当市町が過疎地域持続的発展市町村計画や辺地に係る総合整備計画に基づき事業を確実に実施できるよう、地方債計画において過疎対策事業債および辺地対策事業債の増額がなおも必要

(2) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

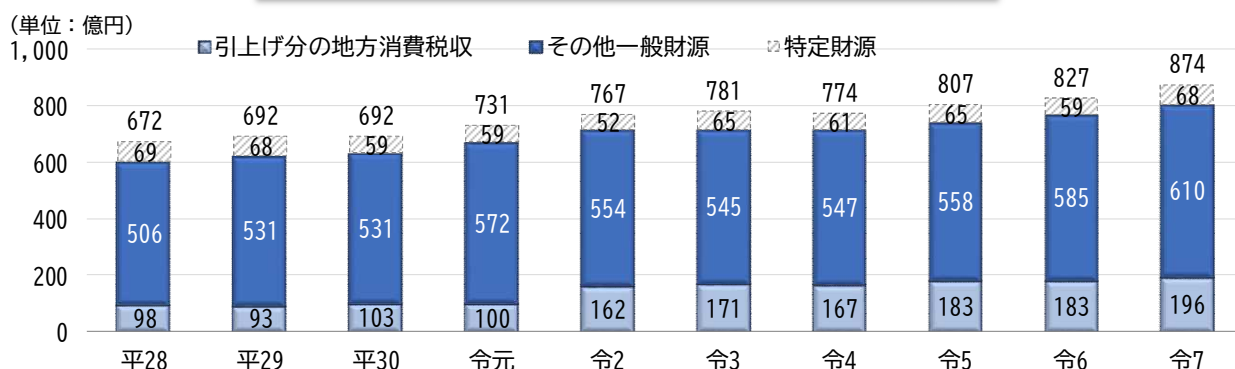
- 近年の工場等の生産現場における技術革新等の状況を踏まえ、事業活動の規模などを反映できるよう製造業に係る法人事業税の分割基準を見直すことが必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 本県は、「滋賀県行政経営方針2023-2026」を定め、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、社会保障関係費が年々増加する上、物価高・賃上げへの対応や子ども施策の強化、公共施設の老朽化対策など、拡大する行政需要にも適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。

本県の社会保障関係費予算額の推移



- 緊急防災・減災事業債および緊急自然災害防止対策事業債を活用し、地域の防災・減災対策を推進してきたが、全国で頻発する災害被害の実態を踏まえ、適宜適切な対応を継続するため、事業期間の延長が必要である。

※活用実績・予算額（R3～R7）

- ・緊急防災・減災事業債 県：約13億円 市町：約186億円
- ・緊急自然災害防止対策事業債 県：約145億円 市町：約36億円

- 資材価格や労務単価の高騰により、該当市町が実施する建設事業費が増嵩していることから、資材価格等の動向に応じた過疎対策事業債等の増額が必要である。

(2) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 分割基準の見直しがあった平成17年当時と比べ、工場等の生産現場では、IoT・自動化の推進に係る設備投資や付加価値額が増加する一方、従業者は減少しており、事業活動の実態が大きく変化している。法人事業税は、法人の事業活動の規模に応じて各団体に税収が帰属するべきと考えるが、本県の法人事業税のうち、製造業の税収額の全国に占める割合は、有形固定資産額の占める割合に比べ低い状況にある。

要望内容：製造業の分割基準において、例えば、1/2 を従業者数、1/2 を有形固定資産額を用いるなど、近年の製造業の状況を踏まえて、制度的見直しを図られたいこと

(参考)

	本県の全国に占める割合(%)R4
法人事業税の製造業の税収額	2.25
製造業の従業員数	2.20
工場等における有形固定資産額	2.72
工場等における有形固定資産額(土地除く)	2.93

課税状況調、経済構造実態調査から作成

担当：(1) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3182／3237
(2) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211